三一六　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二三　276　四
三一七　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二三　276　四
三一八　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二三　276　四
三一九　小型無人機等飛行禁止法に基づき防衛関係施設を指定する件　二六　277　一三
○東北地方整備局
二二三　道路に関する件　一　一四
一一二四―〃　七　八
二一八　〃　一九　八
二一九　〃　二〇　七
一一三〇―〃　二三　六
二一五　〃　二七　八
一一三六　都市計画に関する件　二七　八
一一三七―一四〇　道路に関する件　二八　280　五五
○関東地方整備局
二一三三　道路に関する件　二　七
二一三四　道路に関する件　八　七
二一三五　都市計画に関する件　九　五
二一三六　道路に関する件　九　六
二一三七　〃　一二　五
二一三八　〃　一四　七
二一三九　〃　一四　七
二一三一―三三　都市計画に関する件　一九　八
二一三四―三五　道路に関する件　二一　七
三三三〇―〃　二二　七
三三四一　都市計画に関する件　二三　七
三三四二―三四三　道路に関する件　二六　六
三三四四―三四五　〃　二八　280　五五
三三四六　荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二八　280　五五
○北陸地方整備局
八九三―九四　道路に関する件　一　四
九四―九六　〃　二　七
九七―九八　〃　一三　七
九九―一〇〇　〃　一六　九
一〇一　〃　二三　七
一〇二―〇六―一〇八　都市計画に関する件　七　九
一〇九　道路に関する件　二三　七
○近畿地方整備局
一一〇―一一　〃　二八　280　五六
一一五―一五三　道路に関する件　一　五
一一五四　〃　五　七
一一五五―一五六　〃　七　九
一一五七―一六〇　〃　一二　六
一一六一　〃　一四　七
一一六二　〃　一六　九
一一六三　都市計画に関する件　二二　八
一一六四―六七　道路に関する件　二八　280　五六
○中国地方整備局
九八　道路に関する件　二　八
九九　〃　一三　八
一〇〇　〃　一三　八
一〇一　都市計画に関する件　二三　八
一〇二　道路に関する件　二七　八
一〇三　〃　二八　280　五七
○四国地方整備局
一一二　道路に関する件　五　七
一一三―一一四　〃　一二　六
一一五　〃　一五　六
一一六　〃　一九　八
一一七　〃　二三　八
○九州地方整備局
一一四二―一四五　道路に関する件　一　五
一四六　〃　九　六
一四七　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一三　八
一四八　道路に関する件　二六　六
一四九―一五〇　〃　二八　280　五七
○北海道開発局
一一六七―一六八　道路に関する件　一四　七
一六九　〃　二六　六
七　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所を告示する件　二〇　七
○最高裁判所
一六一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　九　六
○千葉県公安委員会
一六四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　八　八
○山口県公安委員会
四六　特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　二二　八
○香川県公安委員会
六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　九　六
一一二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　八　八
○愛知県公安委員会
○三重県公安委員会
三一一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　八　八
○兵庫県公安委員会
三一一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　八　八
○岡山県公安委員会
一七二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件　八　八
一六四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　八　八